

医療・福祉・年金・健康

医療

医療保険は、病気やけがに備えてみんなで助け合う制度です。
手続きはお早めに。

国民健康保険 問合せ：保険医療課（内線 142・144）

職場の健康保険（健康保険組合、共済組合など）に加入している方、後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方を除く全ての方が国民健康保険に加入することになっています。

	こんなとき	届出期間	必要なもの（※）
加入するとき	他市区町村から転入してきたとき	異動日から 14 日以内	・転入前の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき （被扶養者からはずれたとき）	やめた日から 14 日以内（被扶養者からはずれた日から 14 日以内）	・健康保険資格喪失証明書または退職証明書
	生活保護を受けなくなったとき	受けなくなった日から 14 日以内	・保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	生まれた日から 14 日以内	・出生届
やめるとき	他市区町村へ転出するとき	異動日から 14 日以内	・資格確認書
	職場の健康保険に加入したとき	加入した日から 14 日以内	・新しくできた資格情報のお知らせ または資格確認書 ・資格確認書（国民健康保険）
	生活保護を受けたとき	受けた日から 14 日以内	・資格確認書（国民健康保険） ・保護開始決定通知書
	死亡したとき	死亡日から 14 日以内	・資格確認書（国民健康保険） ・喪主のマイナンバーカード
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	異動日から 14 日以内	・資格確認書
	資格情報のお知らせまたは資格確認書をなくしたとき	紛失および破損した日からなるべく早く	（汚損、破損の場合） ・使えなくなった資格情報のお知らせまたは資格確認書
	汚れて使えなくなったとき		

※国保に関する全ての申請には、①加入先の健康保険の情報が分かるもの、②本人確認書類をお持ちください。

①加入先の健康保険の情報が分かるもの

資格確認書、マイナ保険証、資格情報のお知らせ

②本人確認書類

Aの書類1点またはBの書類2点

Aの書類1点…顔写真付きの書類（運転免許証、マイナンバーカード、旅券、在留カード等）

Bの書類2点…顔写真がない書類（資格確認書、年金手帳、通帳またはキャッシュカード等）

※本人および同一世帯以外の方の申請は、委任状が必要です。

●加入の届出が遅れると

- ①保険税をさかのぼって払わなければなりません。
- ②加入していない期間の医療費が全額自己負担となります。

●やめる届出が遅れると

- ①保険税と新しく加入した健康保険の保険料を二重に支払ってしまう場合があります。
- ②健康保険の加入資格日のあとで国民健康保険を使用していると、国保が負担した医療費を返還していただくこととなります。

マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ

●マイナ保険証

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナンバーカードを使って医療機関等を受診することができます。マイナンバーカードを健康保険証として利用すると、特定健診情報や薬剤情報、医療費通知情報のチェックや窓口で限度額以上の支払いが不要となる等、メリットがあります。

●資格確認書

マイナ保険証を保有していない方などが、医療機関等の窓口で提示することで、受診することが可能となるように交付するものです。

●資格情報のお知らせ

マイナ保険証を保有している方が、ご自身の保険情報を簡易に確認できる書類として本人の申請によることなく交付するものです。カードリーダーを設置していない医療機関等で受診する際に、マイナ保険証とともに提示することで、従前の保険証と同様に医療機関等で受診することが可能となります。

ご自身の保険情報を確認いただくものであり、「資格情報のお知らせ」だけで医療機関等を受診することはできません。

国民健康保険税

保険税は、皆さんの医療費に充てられる貴重な財源です。その年に予測される医療費から、病院などで支払う一部負担金や国、県、町などの補助金を差し引いた分が保険税になります。保険税を納める義務は、世帯主にあります。

以下の組合せで世帯ごとの保険税額が決まり、世帯主に納税通知書が送付されます。世帯主本人が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯に加入者がいれば、世帯主に納税通知書が送付されます。

●保険税計算方法の種類

- ①所得割…世帯の加入者の所得に応じて計算
- ②均等割…世帯の加入者数に応じて計算
- ③平等割…一世帯に対して計算

●保険税の納め方

- ・40歳未満
医療分+後期高齢者支援金分
- ・40歳以上65歳未満
医療分+後期高齢者支援金分+介護分
- ・65歳以上75歳未満
医療分+後期高齢者支援金分

給付の種類

	状況	申請に必要なもの	給付
療養の給付費	医療機関を受診するとき	・医療機関の窓口で資格確認書またはマイナ保険証を提示	自己負担割合 ・小学校就学前…2割 ・小学校就学後から70歳未満…3割 ・70歳以上75歳未満…2割、3割のいずれか
療養費	緊急、その他やむをえない事情で保険資格を提示できなかったため、医療費を全額自己負担したとき	・診療報酬明細書 ・領収書 ・資格情報のお知らせ、または資格確認書 ・預金通帳または振込先が確認できるもの	・内容審査 ・自己負担分を除いた額を払い戻し
	海外渡航中に診療を受けたとき（治療目的の渡航は除く）	・診療内容の明細書 ・領収書（外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文が必要）	

		<ul style="list-style-type: none"> ・資格情報のお知らせ、または資格確認書 ・預金通帳または振込先が確認できるもの、パスポート、出入国の年月日が分かるもの 	
	あんま、マッサージ、はり、灸などの施術で医師が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の窓口で資格確認書またはマイナ保険証を提示 	
	コルセットなどの治療装具を医師が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の証明書 ・領収書 ・治療装具によっては装着時の写真 ・資格情報のお知らせ、または資格確認書 ・預金通帳または振込先が確認できるもの 	
一時金 出産育児	被保険者が出産したとき (妊娠12週を超えた流産、死産も対象)	<ul style="list-style-type: none"> ・出産費用の明細書および領収書 ・資格情報のお知らせ、または資格確認書 ・世帯主の預金通帳または振込先が確認できるもの ・(直接支払制度を利用しない場合) 直接支払制度不活用の合意文書 	<p>50万円(産科医療補償制度に加入していない医療機関などで出産された場合は48万8千円)の支給となります。</p> <p>※直接支払制度を利用して出産費が出産育児一時金を上回った場合は保険医療課に申請は不要です。(直接支払制度とは、医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金の支給申請及び受取を、直接保険者(蟹江町国保)と行う制度です。)</p> <p>※直接支払制度を利用しなかった場合または直接支払制度を利用して出産費が出産育児一時金を下回った場合は左記のものを持参の上、保険医療課で申請が必要です。</p>
葬祭費	被保険者が亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の資格情報のお知らせ、または資格確認書 ・喪主の預金通帳または振込先が確認できるもの ・喪主のマイナンバーカード ・会葬礼状又は葬儀の領収書 	<ul style="list-style-type: none"> ・喪主に5万円の支給
高額療養費	医療費の自己負担額が一定額以上になると払戻しが受けられます。	<ul style="list-style-type: none"> ・保険医療課から送付する通知書、治療に要した費用の領収書 ・資格情報のお知らせ、または資格確認書 ・預金通帳または振込先が確認できるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・高額医療費の自己負担限度額については、保険医療課にお尋ねください。
自己負担限度額は年齢や世帯の所得区分に応じて決まります。詳しくは医療機関または保険医療課にてご相談ください。			

高額療養費 合算介護	医療費の自己負担額と介護の自己負担額を合算して、一定額以上になると払い戻しが受けられます。	・保険医療課から送付する通知書	高額介護合算療養費の限度額については、保険医療課にお尋ねください。
第三者行為	第三者から傷病を受けて、国民健康保険で医療機関を受診するとき ・交通事故 ・他人の飼い犬にかまれた ・傷害事件（けんかなど）	・第三者行為による傷病届 ・事故証明書 ・事故発生状況報告書等	国保で一時的に医療費を立て替え、あとで加害者に請求します。 国保が使えないとき ・第三者行為による傷病届が未提出のとき ・示談を済ませてしまったとき ・勤務中や通勤途中での事故（労災保険） ・不法行為（飲酒運転や無免許運転など）

※費用を支払ってから2年（高額療養費は、診療日の翌月1日から2年）を過ぎると時効となり、申請ができなくなります。

※国保に関する全ての申請には、①加入先の健康保険の情報が分かるもの、②本人確認書類をお持ちください。

①加入先の健康保険の情報が分かるもの 資格確認書、マイナ保険証、資格情報のお知らせ
②本人確認書類 Aの書類1点またはBの書類2点 Aの書類1点…顔写真付きの書類（運転免許証、マイナンバーカード、旅券、在留カード等） Bの書類2点…顔写真がない書類（資格確認書、年金手帳、通帳またはキャッシュカード等）

※本人および同一世帯以外の方の申請は、委任状が必要です。

後期高齢者医療 問合せ：保険医療課（内線 148）

後期高齢者医療制度は、愛知県内の全ての市町村が加入する「愛知県後期高齢者医療広域連合」が制度を運営します。町で行う業務は、保険料の徴収、申請や届出の受付、資格情報のお知らせ（または資格確認書）の引渡しなどです。

●対象者

- ①町内に住所を有する75歳以上の方
- ②町内に住所を有する65歳以上の一定の障がいをお持ちの方で、広域連合が認めた方

●申請手続き

- ①75歳の誕生日から資格取得となり、町から資格情報のお知らせ（または資格確認書）を自動的に送付します。（申請不要）
- ②65歳以上の一定の障がいをお持ちの方は、障害者手帳を持参して申請してください。
- ③医療機関窓口での負担金は、所得により1割、2割または3割負担となります。

●保険料

後期高齢者医療は、75歳以上の方、被保険者となった65歳以上の一定の障がいをお持ちの方に納めていただく保険料と国・県・町の公費および若年者からの支援金を財源に運営します。

保険料の額は、全員の方に「等しく負担していただく均等割額」と、それぞれの方の「所得に応じて負担していただく所得割額」との合計額になります。

●納め方

・特別徴収

年金が年額18万円以上の方は、年金の定期払い（年6回）の際に、保険料があらかじめ差し引かれます。

※申出により、口座振替に変更することができます。

・普通徴収（特別徴収適用外の方）

年金が年額18万円未満の方は、町から送付される納付書で、保険料を個別に納めます。

・その他

年度途中で被保険者となる方などは、一定期間普通徴収となることがあります。

後期高齢者福祉医療費支給事業

●対象者

後期高齢者医療に加入しており、以下の条件に該当する方

①障害者医療、精神障害者医療および母子・父子家庭医療の受給資格に該当する方

※各医療の受給資格は、各支給事業の対象者を確認してください。

②精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第 29 条の規定による措置入院患者

③結核患者（感染症の予防および感染症患者に対する医療に関する法律第 19 条の規定による命令入所患者および命令入所患者と同等の要件を有すると愛知県知事、名古屋市長または中核市の市長が認めた方に限る）

④戦傷病者手帳をお持ちの方

⑤ねたきりまたは認知症の方（要介護 4 または 5 と認定されたものであって、生活介護を受けている期間が 3 か月以上継続している方）で、生計維持者が町民税非課税の方

●申請手続き

後期高齢者医療資格確認書またはマイナ保険証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証

被保険者証を持参して申請してください。

障害者医療費支給事業

●対象者

①身体障害者手帳 1～3 級の方

②身体障害者手帳 4 級で、腎臓機能障がいとされている方

③身体障害者手帳 4～6 級で、進行性筋萎縮症とされている方

④IQ が 50 以下の知的障がい者（児）の方

⑤自閉症状群と診断されている方

●申請手続き

加入している健康保険の情報が分かるもの（マイナ保険証または資格確認書）、身体障害者手帳、療育手帳を持参して申請してください。

母子・父子家庭医療費支給事業

●対象者

①18 歳以下の子を現に扶養している配偶者のない方（母子家庭の母、父子家庭の父）

②母子家庭の母および父子家庭の父に扶養されている 18 歳以下の方

③父母のいない 18 歳以下の方

※「18 歳以下」とは…18 歳に達した日の属する年度の末日までをいいます。

※「配偶者のない方」とは…

・配偶者と死別または離婚して、現に婚姻していない方

・配偶者の生死がおおむね 1 年以上明らかでない方

・配偶者からおおむね 1 年以上遺棄されている方

・配偶者が海外にあるため、1 年以上その扶養を受けることができない方

・配偶者が精神または身体の障がいにより、長期にわたって労働能力を失っているため、その扶養を受けることができない方

・配偶者が法令によりおおむね 1 年以上拘禁されているため、その扶養を受けることができない方

・婚姻によらないで母または父となった方で、現に婚姻していない方

●申請手続き

加入している健康保険の情報が分かるもの（マイナ保険証または資格確認書）、対象者であることを明らかとするもの（児童扶養手当等の申請時に提出済の場合は、省略できます）を持参して申請してください。（このほかにも

書類が必要な場合があります)

※所得制限があるので、対象者全員には支給されません。

子ども医療費支給事業

●対象者

次の条件に全て該当する方

- ①蟹江町にお住まいであること
- ②18歳到達年度末前であること
- ③医療保険の加入者であること
- ④障害者医療費支給制度および母子・父子家庭医療費支給制度を受けていないこと
- ⑤生活保護を受けていないこと
- ⑥児童福祉施設などに入所していないこと

●申請手続き

加入している健康保険の情報が分かるもの（マイナ保険証または資格確認書）を持参して申請してください。

精神障害者医療費支給事業

●対象者

- ①精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方

通院・入院ともに保険診療分の自己負担額を助成します。

- ②精神障害者保健福祉手帳3級をお持ちの方

通院・入院医療費（精神疾患に限る）の自己負担（通院分は、自立支援医療受給者証の記載の医療機関等に限る）を助成します。

●申請手続き

加入している健康保険の情報が分かるもの（マイナ保険証または資格確認書）、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費受給者証（精神通院）を持参して申請してください。

●医療費の払戻しについて

次の場合には、申請により支払った医療費が支給されます。

※医療保険の自己負担額を支払ってから5年を過ぎると時効となり、申請ができなくなります。

- ①受給者証交付前に医療機関を受診されたなど、やむをえない理由で受給者証を提示できなかった場合

- ②愛知県外の医療機関などで受診された場合

- ③医師の指示により、治療用装具を購入した場合（加入している健康保険が蟹江町国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の方は、先に保険者へ申請してください。）

- ④精神障害者保健福祉手帳3級をお持ちの方で、精神病床へ入院した場合

福祉

楽しく幸せに暮らせる町、蟹江町。

きめ細かい福祉制度で、暮らしに役立つお手伝いをさせていただきます。

高齢者福祉 問合せ：介護福祉課（内線 131～134）

緊急通報システム事業

●対象者

町内に住所を有し、次の項目に該当する方

①65歳以上のひとり暮らしの方で、町県民税非課税の方

②ひとり暮らしの身体障がい者（身体障害者手帳1～3級）の方で、町県民税非課税の方

③ねたきり老人などを介護している高齢者（65歳以上）のみの世帯の方で町県民税非課税世帯の方

④75歳以上のひとり暮らしの方で、町県民税課税の方

●自己負担額

対象者①から③までの方は無料

対象者④の方は月額利用料の半額を補助します。

●その他

緊急時に連絡がとれる協力員（町内在住の方）をご自身で2名以上確保してください。

固定（または携帯）電話が必要です。

協力員を2名以上確保できない場合は、かけつけサービス（有料）が利用できます。

配食サービス

●対象者

65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上の高齢者のみの世帯の方

●利用料

1食 350円から 630円

●配達日

毎週月曜日から金曜日の昼食（休日および年末年始は除く）

●申込先

蟹江町社会福祉協議会（大字西之森字海山 326 番地 3） ☎0567(96)2940

高齢者に関する施設など

●老人福祉センター一覧

名称	所在地	電話番号
老人福祉センター舟入 (舟入ふれあいプラザ内)	舟入一丁目 444 番地	0567(95)1011
老人福祉センター学戸 (学戸ふれあいプラザ内)	学戸三丁目 17 番地	0567(96)2116

●シルバー人材センター

定年退職後、職業的経験や技能を生かしたいと望む高齢者のために、臨時的かつ短期的な仕事を提供することにより社会参加の促進、生活感の充実など高齢者の生きがいの高揚を図ることが目的です。仕事をしたい方は、直接シルバー人材センターへお問い合わせください。

◆所在地

大字西之森字海山 282 番地 2 ☎0567(95)6511

●長寿会（事務局 蟹江町社会福祉協議会）

地域の高齢者が、社会奉仕活動などを通じて生きがいを高めるための活動を行う組織です。

◆所在地

大字西之森字海山 326 番地 3 ☎0567(96)2940

介護保険 問合せ：介護福祉課（内線 131～134）

介護保険制度は、40 歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となって介護保険料を納め、介護が必要になったときに、費用の一部の給付を受け、各種サービスを利用できる制度です。近年の急速な高齢化とともに、介護問題が老後の最大の不安要因となっています。介護が必要になっても、家族だけで介護を行うことは非常に困難です。介護保険制度は、介護を社会全体で支え、総合的なサービスが利用できる仕組みです。

●介護保険料

介護保険事業は、40 歳以上の方に納めていただく介護保険料と、国・県・町の公費を財源に運営しています。

第 1 号被保険者（65 歳以上の方）が納める介護保険料は、3 年を 1 期として策定される高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画におけるサービスの見込み量とその費用などに基づいて基準の介護保険料が設定され、被保険者の所得の状況などに応じて算定されます。第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満の方）が納める介護保険料は、被保険者が加入している医療保険の算定方法で算定されます。

●介護保険のサービス

◆在宅でのサービス

- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）（要介護の方）または訪問型サービス（要支援・総合事業対象の方）
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所介護（デイサービス）（要介護の方）または通所型サービス（要支援・総合事業対象の方）
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所（ショートステイ）
- ・福祉用具の貸与および購入費の支給
- ・居宅療養管理指導
- ・住宅改修費の支給

◆施設でのサービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（要介護 3～5 の方）
- ・介護老人保健施設（老人保健施設）（要介護の方）
- ・介護療養型医療施設（要介護の方）

◆その他

- ・有料老人ホームやケアハウスなどでの介護サービス

●介護予防教室など

町では、介護予防のための教室や認知症を予防するための教室を随時開催しています。教室についての詳細は広報かこえや回覧などでお知らせします。ぜひ、ご参加ください。

●認知症に関する事業

- ・認知症の方が他人に怪我をさせる、他人の財物を壊す等、法律上の損害賠償責任を負う場合に備える認知症個人賠償責任保険事業や、ひとり歩き中に道に迷うおそれのある高齢者の方に QR コード付のシールを配布する認知症高齢者見守りシール交付事業があります。
- ・チームオレンジについて
認知症の早期発見・早期治療に対応するため、「蟹江町オレンジチーム（通称「ちーかに」）」が地域包括支援センターに設置されています。また、認知症の方もメンバーの一員として、サロン活動を行っています。

●高齢者・介護や認知症に関する相談先

各地域包括支援センターで相談を受け付けています。
生活上の困りごとや支援、介護が必要となった時は、各地域包括支援センターへご相談ください。

名称	住所	電話番号
蟹江町東地域包括支援センター (蟹江川より東にお住まいの方)	蟹江町大字今字伊勢苗代1番地1	0567(94)3320
蟹江西地域包括支援センター (蟹江川より西にお住まいの方)	蟹江町須成西七丁目90番地1	0567(94)1165

心身障がい者福祉 問合せ：保険医療課（内線146・147）

●身体障害者手帳

◆申請に必要な書類

- ・身体障害者手帳交付申請書
- ・指定医師の意見を付した診断書
- ・写真（上半身のみ、縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもの）
- ・マイナンバー（個人番号）の分かるもの

●療育手帳

◆申請に必要な書類

- ・療育手帳交付申請資料
- ・18歳以上の場合は、小学校4年生時、中学校2年生時の成績証明書等
- ・写真（上半身のみ、縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもの）

●精神障害者保健福祉手帳

◆申請に必要な書類

○診断書で申請の場合

- ・精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ・診断書（手帳申請用）
- ・写真の添付を希望される場合は、写真（上半身のみ、縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもの）
- ・マイナンバーの分かるもの

○障害者年金証書で申請の場合

- ・精神障害者保健福祉手帳交付申請書および同意書
- ・年金証書
- ・年金振込通知書または直近の振込日が記載されている通帳の写し
- ・写真の添付を希望される場合は、写真（上半身のみ、縦4cm×横3cm）
- ・マイナンバーの分かるもの

●心身障害者扶助料

障害者手帳をお持ちの方は、扶助料が支給されます。

◆申請手続き

手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）・本人の銀行口座の分かるものを持参して申請してください。

●在宅重度障害者手当の支給

◆対象者

- ・身体障害者手帳1～2級の方
- ・IQが35以下の方
- ・身体障害者手帳3級の方で、IQが50以下の方

※特別障害者手当などを受給している方、施設に入所している方などを除きます。

◆申請手続き

身体障害者手帳または療育手帳、本人の銀行口座の分かるものを持参して申請してください。

●補装具の交付（修理）

身体障害者手帳をお持ちの方または難病患者等の、身体機能の障がいを補い、日常生活を容易にするための器具を交付（修理）します。

原則1割が自己負担となります。

●障がい福祉サービスの支給

◆対象者

- ・身体障がい者（児）
- ・知的障がい者（児）
- ・精神障がい者（児）
- ・難病などのある方

◆申請手続き

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、マイナンバー（個人番号）の分かるものを持参して申請してください。

●自立支援医療事業

◆更生医療

・対象者

18歳以上の身体障害者手帳所持者で、腎臓機能障がいや心臓機能障がい、更生により障がいの除去・軽減が目的となる障がいなどの医療を受けている方

・申請手続き

身体障害者手帳、診断書、加入している健康保険の情報が分かるもの（マイナ保険証または資格確認書）、マイナンバーの分かるものを持参して申請してください。

◆育成医療

・対象者

18歳未満の身体上障がいを有する児童の保護者

・申請手続き

診断書、加入している健康保険の情報が分かるもの（マイナ保険証または資格確認書）、マイナンバーの分かるものを持参して申請してください。

◆精神通院医療

精神疾患で通院による医療を継続的に必要とする方を対象に、通院医療費の自己負担を軽くする制度です。

・申請手続き

診断書（自立支援医療受給者証用）、加入している健康保険の情報が分かるもの（マイナ保険証または資格確認書）、マイナンバーの分かるものを持参して申請してください。

●福祉タクシー料金助成事業

◆対象者

- ・身体障害者手帳1～3級を所持している方
- ・療育手帳A判定・B判定を所持している方
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している方

◆利用手続き

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持参して申請してください。

●日常生活用具の給付

重度身体障がい者（児）、知的障がい者（児）および難病患者が、自力での日常生活を送ることができるように生活用具を給付します。給付限度額の1割が自己負担となります。

そのほかの福祉 問合せ：こども福祉課・保険医療課

母子父子寡婦福祉資金の貸付 問合せ：こども福祉課（内線 157）

●母子父子寡婦福祉資金の貸付（県制度）

母子・父子家庭及び寡婦の方の自立支援と児童の福祉増進のため、暮らしに必要な資金の貸付を行っています。

◆対象者

- ・20歳未満の者を扶養している配偶者のない女子及び男子
- ・父母のいない20歳未満の者
- ・配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として20歳未満の者を扶養していたことのある者

◆貸付金の種類

事業開始資金、修学資金、就学支度資金など

原子爆弾被害者援護手当 問合せ：保険医療課（内線 147）

●原子爆弾被害者援護手当

◆対象者

被爆者手帳を所持し、町内に住所を有する方

◆申請手続き

- ・被爆者手帳、銀行口座の分かるものを持参して申請してください。
- ・手当は、認定の申請をした月の翌月から支給します。

●社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、おもに次のような活動をしています。

◆おもな活動内容

法律相談、ボランティア活動の育成、共同募金、資金の貸付、居宅介護支援事業、訪問介護事業、障害者相談支援事業、生活支援体制整備事業、かこえまるごとサポートセンター、蟹江町多世代交流施設「泉人」の管理運営など

◆所在地

大字西之森字海山 326 番地 3 (蟹江町多世代交流施設「泉人」内)



年金

20歳になったら考えてみませんか、将来のこと。
国民年金は、将来の自分自身への投資です。

年金の加入方法と保険料 問合せ：保険医療課（内線 141）

●加入する方

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、全て年金に加入しなければなりません。加入者は、次の3つのグループに分けられます。

①第1号被保険者

農業、自営業、学生などで、厚生年金や共済組合に加入していない方

②第2号被保険者

厚生年金や共済組合などの被保険者本人

③第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者

●希望して加入する方（任意加入被保険者）

- ・日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方
- ・海外に在住している20歳以上65歳未満の日本人
- ・被用者年金制度（厚生年金など）に加入をしていない60歳以上65歳未満の方
- ・老齢年金の繰り上げ受給をしていない方

※受給権を満たしていない方は65歳から70歳までの間で受給権を満たすまで加入できます。

※60歳以上の方の保険料の納付方法は、口座振替が原則です。

●保険料

国民年金保険料は、基礎年金を払うための一番大切な資源です。

- ・保険料は20歳から60歳までの40年間納めることになっています。
- ・老齢基礎年金を受けるためには、最低10年以上保険料を納めることが必要です。
(平成29年8月から、年金を受けるために必要な期間が最低10年以上となりました)
- ・保険料は、年齢、所得、性別、国籍に関係なく一律です。

◆納め方

①第1号被保険者

- ・日本年金機構から送付された納付書により、金融機関の窓口やコンビニエンスストアで納める方法
- ・日本年金機構から送付された納付書により、電子（キャッシュレス）決済で納める方法
- ・口座振替またはクレジットカードによって納める方法（口座振替の申し込みは、保険医療課窓口または直接金融機関の窓口で、クレジットカード納付の申し込みは、保険医療課でお願いします）

②第2号被保険者

毎月の給料から天引きされます。

③第3号被保険者

厚生年金、共済組合から必要な額だけ拠出金としてまとめて支払いますので、自ら納める必要はありません。

◆保険料の未納

- ・保険料を未納のままにしておくと、老齢基礎年金だけでなく、障害基礎年金、遺族基礎年金も受けられないことがあります。
- ・保険料を納めることが難しい方は、保険料免除・納付猶予制度を活用しましょう。
- ・学生の方は、学生納付特例制度を活用しましょう。

◆社会保険料控除

納めた国民年金保険料の金額は、年末調整や確定申告をするときに控除できます。

国民年金の種類

●老齢基礎年金

保険料を納めた期間、保険料を免除された期間と合算対象期間とを合計した期間が原則 10 年（120 月）以上ある方に支給されます。

（平成 29 年 8 月から、年金を受けるために必要な期間が最低 10 年以上となりました）

◆合算対象期間（カラ期間）

- ①昭和 61 年 3 月以前に国民年金に任意加入できる人が任意加入しなかった期間
 - ②平成 3 年 3 月以前に学生であるため、国民年金に任意加入しなかった期間
 - ③昭和 36 年 4 月以降、海外に住んでいた期間
- ※いずれも 20 歳以上 60 歳未満の期間

●障害基礎年金

国民年金の被保険者期間中に、初診日がある病気やケガがもとで、決められた障がいの状態（1 級・2 級障がい）になったときに支給されます。（お手続きが必要です）

●遺族基礎年金

被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が死亡したとき、その方によって生計を維持されている 18 歳に達する年度末までの子（その子に障がいがある場合は、20 歳未満）のある妻または子に支給されます。（お手続きが必要です）

国民年金に関するおもな届出 問合せ：保険医療課（内線 141）

届出が必要なとき	届出に必要なもの
厚生年金、共済組合に加入している被保険者が、退職したとき （第 3 号被保険者がいる場合は、併せてお手続きが必要です） ※年金事務所（日本年金機構）または保険医療課へお届けください。	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、配偶者の基礎年金番号が確認できる書類 ・退職証明書 ・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類
第 3 号被保険者が本人の収入の増加などにより配偶者の扶養から外れた場合 ※年金事務所（日本年金機構）または保険医療課へお届けください。	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の基礎年金番号が確認できる書類 ・扶養からはずれた日の証明書 ・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類

健康

「みんなでこころもからだも健やかに」生涯を通じて生きがいを感じながら安心して心身ともに健康で充実した生活を送りましょう。保健センターをご利用ください。

大人の健康に関するおもな事業 問合せ：健康推進課 ☎0567(96)5711

※各種検診、予防接種については**受診券等の手続きが必要**となります。

健康増進事業

●健康診査・がん検診

循環器疾患・糖尿病などの生活習慣病の予防やがんの早期発見・早期治療のため、各種検診を6月～10月まで実施しています。また、国民健康保険加入の方の特定健康診査、後期高齢者医療制度加入の方の健康診査を無料で行っています。受診には、受診券が必要となります。実施内容については、「広報かこえ」や個人通知などでお知らせします。

●健康教室

生活習慣病予防や健康づくりのための、食生活、運動、休養、歯科などに関する教室を、保健師、歯科衛生士、管理栄養士などが行っています。

●健康相談・家庭訪問

健康の不安や健康づくりについて、保健師、歯科衛生士、管理栄養士、公認心理師などが個別に相談をお受けします。日常生活における栄養、運動、休養、口腔ケアや、関係諸制度の活用方法など、助言や情報提供を実施し、共に考えます。国民健康保険加入の方の特定保健指導も行っています。

●こころの相談

臨床心理士または精神保健福祉士と公認心理師が個別に相談をお受けします。

そのほかの事業

●予防接種

予防接種は、感染症を予防し、病気のまん延や集団発生を防ぐとともに、生命にかかわる病気から個人を守ることを目的としています。定期接種として実施するものについて、予診票を交付しています。予防接種の実施については、蟹江町ホームページなどをご覧ください。

●献血

体重50kg以上で16歳から69歳までの健康な方が対象です。ただし、65歳から69歳までの方は、60歳から64歳までに献血の経験がある方に限られます。採血する前に医師が診察し、無理な採血は行いません。

- ・献血について詳しいことは、愛知県赤十字血液センター（☎0561(84)1131）へお問い合わせください。
- ・町内での献血は、400ml全血献血のみです。実施日等につきましては、広報等でご案内させていただきます。

●歯と口の健康づくり事業

- ・8020表彰
8020（ハチマルニイマル）を達成した方を表彰します。
 - ・60歳の歯の健康づくり事業
8020達成に向けた中間目標として、6024（ロクマルニイヨン）を達成した方を認定します。
- ※8020とは、「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という運動です。

●骨髄提供者助成事業

骨髄移植を推進するため、骨髄提供者および骨髄提供者が勤務する事業所に対して、助成金を交付します。

詳しい日時などは、蟹江町ホームページに掲載の「保健事業日程表」などをご覧ください。その他ご不明な点は、健康推進課にお問い合わせください。

●キラッとかにえ健幸ポイント事業

蟹江町在住・在勤の方の健康づくりを応援します。健康づくりに取り組みポイントを貯まった方に特典（あいち健康づくり応援カードMyCa（まいか）や参加賞）を提供します。



こどもの健康に関するおもな事業 問合せ：こども家庭課 ☎0567(94)5666

※妊産婦・乳児健康診査（受診票）、予防接種については**受診券等の手続きが必要**となります。

母子保健事業

●妊婦等包括相談支援（伴走型相談支援）

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や子育てに関する様々な悩み等に対して、保健師等が専門的な見地から相談・支援・連携を行います。

●母子健康手帳の交付

母子健康手帳は、母と子の一貫した健康記録になるものです。健やかな妊娠と出産のために、できるだけ早い時期に妊娠届出書を提出し、交付を受け、健診や育児相談、予防接種を受けるときなどに、必ずお持ちください。

母子健康手帳の交付は、予約制になっており下記子育てアプリ「かにっこ」から予約することができます。当日の予約については、こども家庭課までお問い合わせください。交付には、妊娠届出書（マイナンバーを記入）が必要です。妊婦健康診査受診票（14回）、子宮頸がん妊婦健康診査受診票（1回）、産婦健康診査受診票（1回）、妊婦歯科健康診査受診票（1回）、産婦歯科健康診査受診票（1回）、乳児健康診査受診票（2回）、新生児聴覚検査受診票（1回）を同時に交付しています。

●家庭訪問

◆乳幼児訪問・養育支援訪問

育児に不安のある方などの家庭を訪問し、相談、助言を行います。

◆こんにちは赤ちゃん訪問

生後4か月までの赤ちゃんのいる全ての家庭を保健師などが訪問し、相談や情報提供を行っています。

●産後ケア事業

産後に心身のケアが必要と認められる方は委託医療機関の各サービスをご案内します。事前に申請・審査が必要です。

●乳幼児健康診査

病気の発見や発育発達の確認、育児についての相談にお応えし、お子さんが健康に育つためのサポートをします。

4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診、2歳児歯科健診を行っており、それぞれ個人通知をしています。

●健康相談

◆子育て相談

発育発達、育児、歯みがき、言語発達などについて、保健師、歯科衛生士、言語聴覚士などが個別に相談をお受けします。各児童館と子育て支援センターにも出張します。

◆子どもすこやか相談

ことばや発達などに関する心配や育児不安のある親子を対象に専門職が相談をお受けします。

◆栄養相談

離乳食、食事、おやつなどについて、管理栄養士が個別に相談をお受けします。

●健康教室

◆パパママ教室

妊娠中の生活についてのお話、パパの妊婦擬似体験、栄養についての教室を行います。

◆離乳食教室

5～6か月児の生活・前期離乳食・お口のお話をします。

◆10か月児教室

9～10か月児のお子さんの生活・後期離乳食・お口のお話をします。

●子育てアプリ「かにっこ」

子育て中の方が手軽にご利用できる子育て応援アプリです。予防接種スケジュールの作成、成長の記録などができ、妊娠中から子育て期のご家族に役立つ情報を掲載します。アプリをダウンロードして、ぜひご利用ください。

※令和8年4月中旬以降に、子育てアプリが新しくなります。リリース後は、右側の二次元コードからダウンロードをお願いします。

○4月中旬までのダウンロードはこちらから



○4月中旬以降のダウンロードはこちらから



そのほかの事業

●予防接種

予防接種は、感染症を予防し、病気のまん延や集団発生を防ぐとともに、生命にかかわる病気から個人を守ることを目的としています。定期接種として実施するものについて、予診票を交付しています。転入された方は、予診票の差替えが必要となりますので、こども家庭課（保健センター2階）へご来所ください。

詳しい日時や予防接種の実施については、蟹江町ホームページの「保健事業日程表（母子編）」をご覧ください。その他ご不明な点は、こども家庭課にお問い合わせください。

休日・夜間診療所

●海部地区急病診療所

平日夜間、土・日曜日、休日などの急病人に対する診療を、海部地区急病診療所で実施しています。

なお、外科の休日診療については、在宅輪番制で実施していますので、消防署（☎0567(95)5121）へご確認ください。

◆所在地

津島市莪原町字郷西 37 番地 ☎0567(25)5210

◆診療時間など

診療科目	診療日	受付時間
内科 小児科	日曜日、休日 年末年始（12月30日～1月3日）	午前9時～11時30分 午後1時～4時30分
	月曜日から金曜日	当面の間、休診
	土曜日	当面の間、休診
	歯科	日曜日、休日 年末年始（12月30日～1月3日）

